

## 役員及び評議員の報酬並びに交通費に関する規定

社会福祉法人 柊会

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人柊会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び交通費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 当法人は、役員に定款第23条で定める報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める報酬を支給することができる。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等においては、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長以外の理事（以下「その他の理事」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

4 顧問が役員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

5 交通費の実費が別表1の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2より報酬及び交通費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

ただし、業務執行理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 その他理事が理事会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、業務執行理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

4 交通費の実費が別表2の額を超える場合には、その実費とする。

#### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、常勤監事に対しては、出席報酬は支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費の実費が別表2の額を超える場合には、その実費とする。

#### (費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。

4 旅費は、実費を支給する。

5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

#### (兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

#### (役員職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカードの作成に協力するものとする。

#### (報酬及び交通費の支給日)

第10条 非常勤役員及び評議員の報酬並びに交通費は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び交通費の支給方法)

第11条 報酬及び交通費は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるとき、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年4月1日より施行する。

この規定の変更は、令和2年6月15日から施行する。

この規定の変更は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1 (出席報酬日額)

種別	区分	報酬	交通費
理事会 出席報酬	理事長	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	業務執行理事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	その他理事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	監事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	顧問	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
評議員会 出席報酬	評議員	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	理事長	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	業務執行理事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	その他理事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	監事	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
	顧問	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
評議員選任・ 解任委員会 出席報酬	評議員選任・ 解任委員	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)

別表 2 (勤務報酬等)

種別・区分	報酬	交通費
理事長業務報酬等 (非常勤・日額)	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
業務執行理事業務報酬等 (非常勤・日額)	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
理事業務報酬等 (非常勤・日額)	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)
監事監査指導報酬等 (非常勤・日額)	5,000 円	実費(自家用車の場合は km/20 円)

別表 3 (旅費等)

旅 費		その他
交通費	宿泊費	
実費分	実費分	実費分